# 大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版) 取組状況

## <施策の基本的方向> 1 配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向けた取組

	推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要		á部∙室(課) 23.4.1現在	計画記載
	府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身 近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶 者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよ	■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 ・男女共同参画週間や「女性に対する暴力をなくす」運動期間に、ドーンセンター でパネル展示、関連図書展示、ビデオ上映会を実施した。	■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 ・同左 ・梅田スカイビル空中庭園展望台にパープルリボンオブジェを設置、通天閣を パープルにライトアップ	■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 ・同左 ・同左		男女参画・府民協働課	4
	う、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPOの協力を求めながら普及啓発を実施する。 若年層を中心に問題となっている交際相手からの暴力の防止については、内容や手法を工夫して周知を行う。	・相談窓口を掲載したリーフレットを配布した。 ・掲載窓口	・同左 (掲載窓口に、SACHICO:性暴力救援センター大阪を追加)	■各相談窓口の周知啓発 ・同左 ■「デートDV」予防啓発出前講座の実施、予防啓発DVDの作成配付(単年度)			
	医療関係者や福祉関係者に対して、配偶者暴力防止法に基づく通報や支援センターの機能等を周知し、被害者の早期発見や支援に結びつける。		こころの ・展示ブースでのパネル展示 仕会:女性 ■「DV被害者支援専門家」ネットワークの構築、医療機関向けマニュアルの代	■「男性相談事業」の市町村対応マニュアル・相談員育成プログラムを作成(単年度) ■「DV被害者支援専門家」ネットワークの構築、医療機関向けマニュアルの作成(単年度)			
		■民間事業所との連携による周知啓発 ・ザ・ボディショップ大阪府内各店舗(16ヵ所)におけるリーフレットの配布 ・国際ソロプチミスト9クラブの協力により作成したリーフレットの配布(10,000部)	■民間事業所との連携による周知啓発 ・ザ・ボディショップ大阪府内各店舗(17ヵ所)における内閣府相談ナビカードの配布 ・映画「レオニー」とタイアップしたポスターの配布				
(1)配偶者か		■府の広報媒体を活用した啓発 ・ホームページに女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報を掲載した。 ・府政だよりに若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載した。	・ホームページに女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、デートDVリーフレットを掲載した。	■府の広報媒体を活用した啓発 ・ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載予定			
からの暴力の防止に関する普及啓発		・交際相手からの暴力についての啓発リーフレット「知っていますか?デートDV」を作成・配布した。(10,000部) ・配布先⇒府立高校、私立高校、専修学校、府内大学等(男女課) ・「デートDV」予防啓発リーフレットを全府立高等学校及び、中学校、各市町村教育委員会に配布し、学校の状況に合わせた活用を呼びかけた。 (高等学校課・児童生徒支援課)	・交際相手からの暴力についての啓発リーフレット「知っていますか?デートD V」を作成・配布した。(50,000部) ・配布先⇒府立高校、私立高校、専修学校、府内大学等(男女課) ・「デートDV」予防啓発リーフレットを府内公立中学校(291部)、市立の高等学校(2部)及び各市町村教育委員会(41部)に配布し、学校の状況に合わせた活用を呼びかけた。(児童生徒支援課) ・新たに作成した人権教育教材、資料にDVに関する中学生用の教材を掲載し、各市町村教育委員会及び府内小・中学校、支援学校小中学部に配布し、学校の状況にあわせた活用を呼びかけた。(児童生徒支援課) ・男女共同参画局作成の若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材『人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつ	■「デートDV」研修プログラム(単年度) ・学校教員のための研修プログラム「学校現場とデートDV~暴力の連鎖を防ぐ	部 教育委員 会	男民協 等生徒 票	
	子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する	・「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言 事項」において、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学 校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行った。(高等学校課・	·同左 (高等学校課·児童生徒支援課)	■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用 ・同左 (高等学校課・児童生徒支援課)	教育委員会	高等学校課 児童生徒支援 課	5
		・人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の		■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行 ・同左 ・作成部数⇒23,000部 ・配布先⇒ 同左	府民文化 部	人権室	5
			・大阪府内に開設されている人権に関する相談窓口一覧を8言語で作成し、各市	■外国人向け人権に関する相談窓口一覧の作成·配布 ・同左			

## <施策の基本的方向> 2 安心して相談できる体制の充実

	推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要		i部•室(課) 3.4.1現在	計画記載
1	府は、配偶者からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図る。このため、相談から自立支援までの一貫した支援を行う	■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じた。 ・相談件数⇒H21:3,929件(内閣府報告件数) ■女性相談センターの体制強化	■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・同左 ・相談件数⇒H22:4,392件(内閣府報告件数) ■女性相談センターの体制強化	■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・同左 ■女性相談センターの体制強化	福祉部	家庭支援課女性相談センター	6
	また、女性相談センターを利便性の高いドーンセン	・相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカー担当制を実施し、 女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図った。 ・平成21年10月に、女性相談センターを利便性の高いドーンセンターに移転 し、相談業務の充実を図り、女性相談センターの体制を強化した。	・相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカーの地域担当制を実施し、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図った。	・相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカーの地域担当制を継続し、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能を強化する。 ・住民に光をそそぐ交付金活用事業として、相談員及びケースワーカーの相談 カ向上研修を実施する。(単年度)			
府支援センタ	府では、女性相談センターを中核にしながら、市町村において、配偶者からの暴力の防止に係る相談窓	■DVセンターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、DVセンターが助言を行なうなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施した。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へDVセンター担当者が参加し、連携を図った。	■DVセンターと市町村との連携 ・同左 ・同左	■DVセンターと市町村の連携 ・同左 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	6
ソーと市町村	正 im C ル 7 o	■DV相談担当者ブロック別連絡会の開催 ・市町村DV相談窓口担当者とブロックごとに連絡会を開催し、被害者支援のための連携を図った。 ⇒H21:各ブロックごとに1回開催(6ブロック)	■DV相談担当者ブロック別連絡会の開催 ・男女共同参画・NPO課と共催で、市町村DV相談窓口担当者とブロックごとに 「市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議及びDV担当者ブロック別連 絡会」を開催し、被害者支援のための連携を図った。 ⇒H22:各ブロックごとに1回開催(6ブロック)	■DV相談担当者ブロック別連絡会の開催 ・住民に光をそそぐ交付金活用事業として、DV被害者の地域支援者養成事業と して、DV担当者ブロック別連絡会に外部講師を招へいし、研修を実施する。(単 年度)			
の相談体制	〇市町村相談担当者の資質向上 市町村が被害者支援の窓口として機能を発揮し得るよう、市町村相談担当者向け研修を実施するとともに、市町村の相談担当者向けマニュアルの改定を行う。		■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催 ・同左 ⇒H22:基礎編(2日間) 受講者57人(のべ87人) 専門編(2日間) 受講者56人(のべ75人)	■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催 ・同左 ⇒H23:前期(2日間) 受講者88人(のべ179人) 後期(ブロックごと6日間)	府民文化 部	男女参画·府 民協働課	6
		■DV相談対応マニュアルの作成等 ・市町村の相談担当者向けマニュアルを作成、配付した。(500部) ■市町村担当者向け研修等の実施 ・市町村相談担当者向け研修を実施した。 ・市町村相談担当者に相談対応関係資料を作成・配布した。	■市町村担当者向け研修等の実施 ・21年度に作成したDV相談対応マニュアルを使用し、市町村の相談担当者向研修を実施した。	■市町村担当者の資質向上 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を男女参画・府民協働課と共催で実施する。 ・21年度に作成したDV相談対応マニュアルの改訂版を作成し配布する。	福祉部	家庭支援課女性相談センター	
(2)関係機関における推進体制の構築	相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつニ	・配偶者暴力の特性を認識し、被害者の意思を踏まえた上で適切な措置が講じられるよう、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を行い、適切な対応の推進を図った。	■警察本部における研修の実施 ・同左	■警察本部における研修の実施 ・配偶者暴力の特性を認識し、被害者の意思を踏まえた上で適切な措置が講じられるよう、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を行うとともに、警察署の担当者を本部に招致し、事案事例検討会を開催する等、実務能力の向上を図り、適切な対応を推進する。		府民安全対策 課	7
	虐待防止法の観点からの対応が必要となることが考えられるため、児童相談所と緊密な連携を図りなが	虐待を受けている場合や、同伴しているDV被害者から虐待を受けている場合があり、子ども家庭センターの虐待担当者に通告するなど、緊密な連携を図りながら、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行った。 また、DV	■児童相談の充実 ・同左 ・同件児心理面接 ⇒ H22:81件(委託先心理士実施分含む)	■児童相談の充実 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	
	機関等がある場合は、当該機関を紹介するほか、相	また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介した。	■相談機関との連携 ・同左	■相談機関との連携 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	
	女性相談センター、府支援センターなどの相談窓口	■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談 者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行っ た。	■障がい者、高齢者への対応 ・同左	■障がい者、高齢者への対応 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	7
	女性相談センターでは、日本語による意思疎通が 困難な外国人に対して、母国語による相談ができる よう、必要に応じて通訳者を確保して対応する。	■外国人女性に対する相談体制の整備 ・日本語による意思疎通が困難な外国人に、母国語による相談ができるよう、民間団体の協力を得て通訳者を確保した。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行った。 ・日本語が十分に話せない被害者からの相談件数 ⇒ H21:44件 (内閣府報告件数)	■外国人女性に対する相談体制の整備 ・民間団体の協力を得て、被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応した。 ・同左 ・日本語が十分に話せない被害者からの相談件数 ⇒ H22:39件 (内閣府報告件数)	・同左 ・外国人被害者の支援について、講師として被害者支援の実績のある通訳者を	福祉部	家庭支援課女性相談センター	7

# <施策の基本的方向> 3 緊急かつ安全な保護の実施

	推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要		á部∙室(課) 23.4.1現在	計画記載頁
女性 護につい 365日の ためい を高た、 援まで	相談センターでは、夜間等の緊急的な一時保めいて、警察等の関係機関とも連携して24時間の対応を行っているが、安全な生活を確保するこれまで以上に、一時保護所のセキュリティーが、利用者の安全性の向上を図る。、女性相談センターでは、相談・保護・自立支を一貫して対応する被害者支援のワンストップがざし、自立に向けた支援が充実する体制整備。	・夫の暴力などで保護を必要とする女性のために一時保護事業を行った。 ・一時保護件数 ⇒ H21:423件 ・緊急一時保護については、年中24時間対応した。 ・心理面接実施件数 ⇒ H21:282件(委託先心理士実施分含む)	■女性相談センターの体制強化【再掲】  ■一時保護事業の実施 ・同左 ・一時保護件数 ⇒ H22:495件 ・緊急一時保護については、年中24時間対応した。 ・心理面接実施件数 ⇒ H22:315件(委託先心理士実施分含む)  ■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・同左 一時保護者の増加や、安全な場所での保護のため新たに契約施設を増やした。 ・一時保護委託件数 ⇒ H22:377件	■女性相談センターの体制強化【再掲】  ■一時保護事業の実施 ・同左 ・緊急時の一時保護については24時間対応する。 ・DV被害者及び同伴児に心理面接を行う。  ■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・同左	福祉部	家庭支援課女性相談センター	8
警察 発見等 めると 法令の もに、「	においては、今後も、通報やパトロール中での Fにより配偶者からの暴力が行われていると認	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、被害者の 意思を踏まえて適切な対応に努めた。 ・警察における相談等受理件数 ⇒ H21:2,300件(暦年)	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用 ・同左	警察本部	一 府民安全対策 課	8
女性 護の受	相談センターでは、同伴する子どもの一時保予人れに当たっては、今後も、適切な支援が実るよう児童相談所と密接な連携を図る。	■配偶者暴力相談支援センター設置事業 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6か所)の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を図った。 ・また、女性相談センターでは保育士、心理士を配置し、子ども家庭センターと連携するなど、被害者の同伴児へのケアを行った。 ・相談件数 ⇒ H21:3929件(内閣府報告件数) ・同伴児心理面接 ⇒ H21:39件(委託先心理士実施分含む)	■配偶者暴力相談支援センター設置事業 ・同左 ・女性相談センターでは保育士、心理士を配置し、被害者の同伴児へのケアを行った。 ・また、虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センターと連携して支援した。 ・相談件数 ⇒ H22:4,392件(内閣府報告件数) ・同伴児心理面接実施件数 ⇒ H22:81件(委託先心理士実施分含む)	■配偶者暴力相談支援センター設置事業 ・同左 ・同左 ・同左	福祉部	女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	8
( 1 一時 ては、 相談に 他の機	保護後に地域での生活を始めた被害者につい		■一時保護後の支援 ・同左	■一時保護後の支援 ・同左	福祉部	家庭支援課女性相談センター	8
に 府支 係 じるとと	援センターでは、男性被害者からの相談に応 ともに、一時保護が必要な場合は、男性の被害 した施設において適切な対応を図る。	■一時保護事業の実施(男性被害者への対応) ・緊急の保護又は自立のための援助が必要な被害者(男性被害者・同伴児者含む)を一定期間(2週間程度)保護し、安全な生活を確保するとともに、問題解決へ向けて生活支援や相談・助言、情報提供等の援助を実施した。 ・男性の保護件数 ⇒ H21:2件		■一時保護事業の実施(男性被害者への対応) ・同左	福祉部	家庭支援課女性相談センター	8
生制 女、かたまがての朝 の朝廷記述	相談センターでは、今後も、障がい者、高齢者慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あめ多様な一時保護委託先を確保しておく。一時保護された外国人の被害者に適切な情報されるよう、女性相談センターは、必要に応じ	・障がい者や高齢者の支援が可能な一時保護先を確保し一時保護を実施した。 ■外国人の一時保護 ・利用者に対して、一時保護所の生活がスムーズに送れるよう、7か国語による	<ul> <li>■障がい者・高齢者支援</li> <li>・障がい者や高齢者の支援については市町村担当課と連携し、対応可能な一時保護先を検討するとともに、一時保護を実施した。</li> <li>■外国人の一時保護</li> <li>・同左</li> <li>・外国人の一時保護件数 ⇒ H22:35件(内DV32件)</li> </ul>	<ul> <li>■障がい者・高齢者支援・同左</li> <li>■外国人の一時保護・同左 ・        <ul> <li>・同左</li> <li>・通訳者を確保し、一時保護利用外国人の面接を必要に応じ通訳同席で行い、適切な情報提供を行う。</li> </ul> </li> </ul>	福祉部	家庭支援課女性相談センター	8
時保護 的な被害 成19年 この 情報の	者等の追及から逃れるため、府域を越えて一 髪がなされる場合の被害者支援に関する広域	■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・全国知事会でとりまとめられた「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」に基づき、適切な被害者保護を実施した。 ・件数⇒ H21:1件(他都道府県からの依頼)	■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・同左 ・件数⇒ H22:2件(他都道府県からの依頼)	■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超え、広域的連携を図 る。	福祉部	家庭支援課女性相談センター	9
<b>〇保護</b> 府支 につい ともに、 すると	援センターは、今後も、保護命令制度の利用 て、被害者に対する情報の提供、助言を行うと、保護命令が発せられた場合は、警察と連携 ともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関	・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、 裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図った。	■保護命令制度の利用 ・同左 ・同左 ・同左 ・大阪地方裁判所・大阪府警本部・府支援センターの三機関で「DVに関する関係 三機関事務打ち合わせ会」に出席し、よりスムーズな被害者支援を図った。 ・裁判所から書面提出を求められた件数 ⇒ H22:168件 (内閣府報告件数)	■保護命令制度の利用 ・同左 ・同左 ・同左 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府DVセンターの三機関で「DVに関する関係 三機関事務打ち合わせ会」に出席し、連携を図る。	福祉部	女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	9
		■警察の保護命令への対応 ・裁判所から保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、 緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加 害者への指導警告を行った。 ・保護命令違反検挙件数 ⇒ H21:7件(暦年)	■警察の保護命令への対応 ・同左 ・保護命令違反検挙件数 ⇒ H22:9件(暦年)	■警察の保護命令への対応 ・同左	警察本部	府民安全対策 課	

# <施策の基本的方向> 4 自立への支援の充実

推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要		部•室(課) 3.4.1現在	計画記載頁
	・被害者に対して福祉制度に関する情報提供を行い、必要な制度利用の支援を行った。	■生活の支援 ・必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行った。また本人の了解のもと、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進めた。	■生活の支援 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	
ついて情報提供等を行う。	けての支援を行った。	■相談の証明書の発行 ・同左 ・証明書発行 ⇒ 534件	■相談証明書の発行 ・同左			
に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて当該関係機関と連絡調	・被害者の自立支援のため、ハローワーク利用のための情報提供や同行支援を行った。	■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供、証明書を発行した。	■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供、証明書発行を行う。	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	
ンダーにおける別案相談等の活用についても従り。		■母子家庭に対する各種支援の実施 高等職業技術専門校での職業訓練の実施 ・夕陽丘高等職業技術専門校(4月・10月入校。6カ月訓練) ・経理ビジネス科(各30名)・経理・会計実務科(各30名)	■母子家庭に対する各種支援の実施 高等職業技術専門校での職業訓練の実施 ・夕陽丘高等職業技術専門校(4月・10月入校。6カ月訓練) ・経理ビジネス科(各30名)・会計実務科(各30名) ・民間教育機関での職業訓練の実施 ・託児施設の設定に加え、精神的ダメージやDV被害者等に対する精神的ケア 等も行う職業訓練を母子家庭の母等を対象に実施	商工労働 部	雇用推進室 人材育成課	
確保し、併せて生活用品の貸与を実施する。	■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間) ・生活用品の貸与 ・対応 ⇒ H21:1件	■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間) ・生活用品の貸与 ・実績 ⇒ H22:1件	■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	, 10
市町が管理する公営・改良住宅についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言する。		■住宅の確保 ・同左 ・同左	■住宅の確保 ・同左 ・同左			
( ) 1 ) 被	The second secon	・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストックに即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう助言・指導を行った。	・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行う。	住宅まちづくり部	居住企画課	
<b>一</b> ○医療保険	■相談の証明書発行等 ・制度について情報提供を行い、必要に応じて証明書を発行して支援を行った。	<ul><li>・■相談の証明書発行等</li><li>・必要に応じ情報提供し、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行を行った。</li></ul>	■相談の証明書発行等 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	
(の国民年金)	・制度について情報提供を行い、必要に応じて証明書を発行して支援を行った。	■相談の証明書発行等 ・必要な情報提供をし、加害者に住所を知られないよう秘密の保持のため証明書の発行をした。	■相談の証明書発行等 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ	, 11
○子どもの就学・保育等 府支援センター等関係機関は、市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行う。 また、府は、市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかける。	・制度について情報提供を行った。	■子どもの就学・保育にかかる支援 ・必要な情報提供をし、平成21年7月13日付け文部科学省通知に基づき教育委員会・学校・市町村とも連携し、支援した。	■子どもの就学・保育にかかる支援 ・同左	福祉部	ンター 家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	, 11
○被害者に対する医学的・心理学的な援助等 府支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・ 心理学的な援助を行う。	■被害者に対する医学的・心理的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、嘱託医面接相談を実施。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施(一時保護委託先にも心理士が出向き実施) ・心理面接実施件数 ⇒ H21:282件(委託先心理士実施分含む) ・心理士によるサポートグループの実施	■被害者に対する医学的・心理的な援助等 ・同左 ・同左 ・ 同左 ・ 心理面接実施件数 ⇒ H22:315件(委託先心理士実施分含む) ・ 同左	■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・同左 ・同左 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	11
〇被害者等に係る情報の保護 被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、 被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要であることから、被害 者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹 底を呼びかける。	■被害者に係る情報の保護 ・被害者に対すると問い合わせ等に対して、取扱の有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知し、被害者情報の保護に努めた。 ・被害者が生活する施設等については、所在地、電話番号等を出来る限り秘匿することにより、DV加害者の追及が及ばないよう対応するとともに、入所者の安全を図った。	■被害者等に係る情報の保護 ・被害者に対する問い合わせ等に対して、取扱いの有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知するとともに、被害者情報の保護に努めた。	■被害者にかかる情報の保護 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ ンター	11
〇住民基本台帳の閲覧等の制限 被害者の安全確保の観点から、住所等の情報管理が必要であり、住 民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等(以下「閲覧 等」という。)の制限措置を執ることができる。閲覧等の制限は、被害者	・必要に応じ情報提供し、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援	■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・同左	■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談セン ター 子ども家庭セ	
の申出をもとに行われるため、府支援センター等関係機関は、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限のための申出の手続きや閲覧等の制限内容に関して情報提供を行う。 また、府は、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかける。	■市町村に対する助言 DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。	■市町村に対する助言 ・同左	■市町村に対する助言 ・同左	総務部	市町村課	

## <施策の基本的方向> 5 施策推進のための連携体制の強化

	推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要		部·室(課) 3.4.1現在	計画記載頁
1	今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「 女性に対する暴力」対策会議の開催や、府と政令指 定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害 者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの 暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議」(平成 19年2月に設置)を活用し、関係機関、民間団体と緊 密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進す	・交際相手からの暴力についての啓発リーフレットの作成について検討を行った。 ・開催状況 ⇒ H21:実務担当者会議 1回開催	■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催・「女性に対する暴力をなくす運動」期間における取り組みについて検討を行い、通天閣ライトアップイベント等を実施した。 ・開催状況 ⇒ H22:1回開催	■女性に対する暴力対策会議の開催 ・取り組み状況調査の実施 ・DV基本計画改訂に当たっての意見聴取 ・開催状況 ⇒ 3回開催予定(実務担当者会議含む。)  ■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催	府民文化 部	男女参画•府 民協働課	
関係機関による連携体制の整備	る。	■関係機関の取組 ○人権相談 ・人権侵害を受けまたは受けるおそれのある府民に対し、一人で悩むのではな く、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、市町村などの行政機 関をはじめ、様々な関係機関と連携・協力を図りながら、人権相談窓口を開設 し、同和問題をはじめ、DVやセクハラなどの女性問題、子ども・高齢者・障がい 者などに関する相談業務を実施した。 ・人権相談に携わる人材の養成 ・人権相談事例の集約・分析及び情報提供 ・行政機関、公益法人、NPOの相談機関で構成する人権相談ネットワークの 運営及び連絡会の開催(年1回)	■関係機関の取組 ○人権相談 ・同左	■関係機関の取組 ○人権相談 ・同左	府民文化 部	人権室	
		○精神保健福祉センターにおける相談診療 大阪府こころの健康総合センター診療課においてDV被害者等の相談・診療を 実施した。	○精神保健福祉センターにおける相談診療 ・同左	○精神保健福祉センターにおける相談診療 ・同左	健康医療部	こころの健康 総合センター	
( 2 · 市		■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 ・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行った。 ・開催回数 ⇒ H21:1回		■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 ・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行う。 ・開催回数 ⇒全体会議2回開催予定	府民文化 部	男女参画·府 民協働課	12
市町村支援町村基本計画の策定と	営を通じて、必要な助言や情報提供を行う。	・各子ども家庭センター毎(6ブロック)のブロック会議を設置し、市町村DV基本	■市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の設置、運営 ・同左	■市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の設置、運営 ・各子ども家庭センター毎(6ブロック)のブロック会議を設置し、市町村DV基本計画改訂に当たっての課題、相談体制等について情報交換を行う。 ⇒各ブロックごとに1回開催(6ブロック)予定			
(3)被害者支援に係る施設等	<b>ప</b> .	■一時保護機関の体制整備 ・一時保護施設等の利用者からアンケート等を実施し、意見を聴取した。 ・一時保護所に意見箱を置き、利用者の意見を聞き、対応、改善をした。	■一時保護機関の体制整備 ・同左 ・同左	■一時保護機関の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見書聴取し、必要に応じ業務改善を図る。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図る。	福祉部	家庭支援課女性相談センター	13
4	今後も、被害者の一時保護の適切な実施のため、 民間団体への委託を行うとともに、被害者に対し必要 に応じてカウンセリングを実施することや、地域で活 動する相談担当者の知識や能力の向上のための研 修の実施など、被害者支援の取組を推進する。	・被害者を支援・保護しているNPO団体等5施設へ女性カウンセラーを派遣し、 心のケアを行った。	<ul><li>■民間シェルターへのカウンセラー派遣</li><li>・同左</li><li>・派遣回数 ⇒ H22:96回(相談者96人)</li></ul>	<ul><li>■民間シェルターへのカウンセラー派遣</li><li>・同左</li></ul>	府民文化 部	男女参画·府 民協働課	13
民間		■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催【再掲】	■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催【再掲】	■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催【再掲】			
体との連携		■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・一時保護利用者が、安心して避難できるよう、社会福祉施設及び民間シェルターなどと、委託契約を結んだ。 ・一時保護委託先(H22年3月現在) ・DV被害者:社会福祉施設及び民間シェルターなど、14か所	■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・一時保護利用者が、安心して避難できるよう、社会福祉施設及び民間シェルターなどと、委託契約を結んだ。 また、一時保護委託先として新たに社会福祉施設2か所を追加した。 ・一時保護委託先(H23年3月現在) ・DV被害者:社会福祉施設及び民間シェルターなど15か所	■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・一時保護利用者が、安心して避難できるよう、社会福祉施設及び民間シェルターなどと、委託契約を結ぶ。	福祉部	家庭支援課女性相談センター	
(5)調査研究の推進等	加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めるなど、調査研究を推進する。	■調査研究 ・国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めた。	●調査研究・同左	■調査研究 ・加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、「男性電話相談」を実施し、男性相談体制のマニュアル、相談員育成プログラムを作成する。		男女参画•府民協働課	13